

# 1. 計画策定の概要

## 1.1 計画策定の趣旨

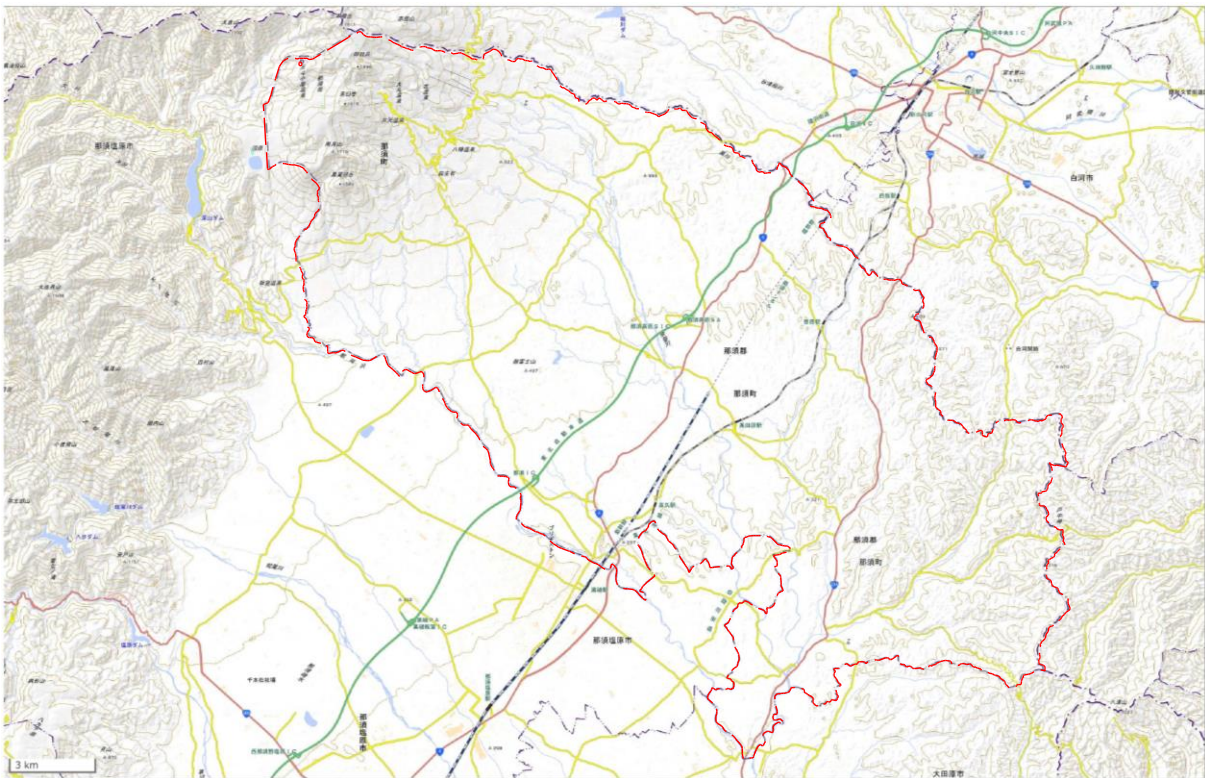
町は平成 24 年度に「生活交通に利用できる公共交通体系の構築」「地域特性に応じた運行形態の設定」「他の公共移送サービスとの連携による効率化の実現」を基本方針とした「那須町地域公共交通総合連携計画」を策定し、目標達成に向けた取り組みを行ってきました。平成 25 年 10 月には那須町デマンド型乗合交通の実証運行を開始し、平成 28 年 4 月からは本格運行に移行しました。現在は乗合輸送機関である鉄道、民間路線バス、町民バス、観光周遊シャトルバス及び個別輸送機関であるタクシーとともに、本町における地域公共交通網を形成しています。

このような中、国では、平成 25 年 12 月に交通政策基本法を公布・施行し、平成 26 年 5 月には、地域公共交通の活性化再生法の一部改正を公布し、同年 11 月に施行しました。これは、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めたもので、公共交通ネットワークについて、「コンパクトシティ+ネットワーク」を推進するため、まちづくりとの連携、広域性確保などに配慮した的確な計画を策定した際には、その計画推進に国の一層の支援を受けることが可能となりました。

そこで町では、急速に進む少子高齢化や人口減少への対応など、持続可能でまちづくりと一体となった公共交通体系を構築することを目的とし、「那須町地域公共交通網形成計画」を策定し、国等の支援を受けながら、計画的な公共交通網整備を進めることとしました。

## 1.2 計画の区域

計画区域は那須町内全域とします。ただし、町外の拠点へのアクセスに関しては町外も対象とします。



出典：国土地理院ホームページより作成

## 1.3 計画の期間

計画期間は5ヶ年間（平成 29 年度～平成 33 年度）とします。